

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会（第12回）議事録

日時 平成22年2月4日（木）10:30～11:40

場所 永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

出席者 （委員）樫谷委員長、金子部会長、佐藤部会長、黒川委員、傍士委員、
薬師寺委員、山根委員、與謝野委員、米田委員

（規制所管省庁）

法務省入国管理局入国管理企画官室 石岡入国管理企画官

文部科学省大臣官房総務課行政改革推進室 牛尾室長

厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室 竹林室長補佐

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 伊藤課長補佐

国土交通省道路局道路交通管理課 小池車両通行対策官

国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課 野津課長補佐

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 吉野室長

（事務局）宗永事務局長代理、市川次長、高田参事官、高橋参事官、畠参事官

山田参事官

1. 開会

（樫谷委員長）それでは、定刻ちょっと前ですけれども、皆様おそろいのようなので、第12回「評価・調査委員会」を始めたいと思います。

先月、1月21日でしたけれども、大塚副大臣とお会いしまして、特区の件につきましていろいろお話をさせていただきました。大塚副大臣からは、民主党のマニフェストでも特区につきましては非常に積極的にとらえているし、特に日本の経済あるいは地域活性の起爆剤にしたいと考えていらっしゃるようで、委員の皆様方にはこれからも大変御負担もかけるけれども、よろしくお願ひしたいというような伝言もございました。

実は、そのときに是非今日出席したいというようなお話もございまして、私の方からも委員の皆様方に、新しい政権でございますので、その政権としての方針を直接お話いただくと大変ありがたいというお話もして、是非そうしたいということだったんですが、昨日夜、事務局の方にどうしても政務の関係で、本当に1分、2分でも出たいんですけども、調整していただいたようすけれども、出られないということで、誠に申し訳ないというような御伝言があったようでございます。

そういう意味では、新しい政権の下でも更に特区についての活用を考えているということなので、私ども委員としましても、是非その政権の意を踏まえて、また我々の委員としての見識も踏まえて、日本経済に貢献するようにしたいと考えておりますので、委員の先生方も、是非御協力をさせていただきたいと考えております。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、議事次第に沿って説明を進めさせていただきたいと思いますが、本日はまず平成21年度評価案件にかかる各専門部会における検討状況につきまして、各部会長から御報告いただきたいと思ひます。

地域活性化部会、医療・福祉・労働部会、教育部会の順に御報告及び、それに対する質疑応答をお願ひしたいと思ひます。

2. 部会報告

(1) 地域活性化部会

(樫谷委員長) それでは、まず、地域活性化部会の検討状況について、私が部会長も兼ねさせていただいておりますので、私の方から御説明したいと思います。

資料1でございます。まず特例措置 506「外国人研修生受入れによる人材育成促進事業」、それから特例措置 1205「重量物輸送効率化事業」、特例措置 1303「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業」の3件につきまして、今年度の地域活性化部会では3回の部会を開催し、有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業につきましては、昨年11月に平戸の方に視察に行かせていただきました。

それで、各関係省庁ともいろいろ御議論させていただきまして、結論を申し上げますと、1205重量物輸送効率化事業と 1303 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない事業者容認事業につきましては、全国展開が適当であるという評価意見をまとめました。

他方、506外国人研修生受入れにつきましては、新たな研修技能実習制度が平成22年7月より実施される予定であるということに鑑みまして、1年ぐらいその実施状況を踏まえてみた上で、平成23年度に評価を行うということにいたしました。個々の評価意見につきまして、ポイントだけでございますが、簡単に御説明したいと思います。

まず、資料1の評価意見案のところでございますが、外国人研修生受入れでございますが、特にこれにつきましては何度も何度も地域活性化部会でも、あるいは本委員会でも御議論いただきました。この特例措置の内容は、中小企業等の外国人研修生の受け入れ人数は今まで3人でございますが、特区に限っては6人に拡大できるという特区でございます。ただ、法務省が御調査いただいた結果、いろんな法令違反などが行われている疑いがある事例もあるということでございますが、地域活性化部会としては、これは本当に特区に、つまり3人から6人にしたために起きた現象なのか、それとも制度そのものが持つ弊害なのか、この辺についていろいろ議論をいたしました。特に特区だから、つまり3人を6人にしたことによってそういう弊害が出たということはないだろうということでもあります。

そうすると、本来ならば特区による弊害はないのだから、全国展開というのが一番素直な形なんですけれども、制度そのものにかなり課題があるという制度でございます。ある意味では私個人的には本音と建前がかなり食い違っているというのでしょうか、そういう制度でもございますので、いろいろ御議論いただきまして、法務省の方でも新しい制度をつくっていただいたということでございます。それをまず1年間ぐらいよく見た上で、再来年度に評価をして、それで特に特区としての弊害はないわけですから、本来の制度そのものがある程度弊害がないということであるならば、全国展開も考えていただかなければいけないかなと考えておりますが、現在はその制度改正を見ながらということで、23年度に評価を行うという結論に達しました。

それから、もう一つは重量物輸送効率化事業でございます。これにつきましては、一昨年、釜石の方に視察に行かせていただきました。春夏秋冬、大きな重量物のトラックが公道を横断するということでございますが、1年間やった結果、特に弊害がないということがわかりました。横断するものに限って、全国展開をしてもいいだろうということになりました。ただ、いろいろ課題もありまして、横断だけではなくて、重量物のトラックが通常の通行ができるような形でいろいろ検討していく必要があると思いますが、これはまだ実績がないということで、実績が確認され次第、全国展開を考えなければいけないかもわかりませんが、とりあえず今回につきましては、横断をすると

ということについて、全国展開をしようということでございます。

最後に、有害鳥獣の捕獲における免許を有しない従事者の容認事業でございますが、これも通常は有害鳥獣捕獲をするには免許を持たなければいけないわけですが、免許を有しない者も加えたチームでの有害鳥獣捕獲を可能とするという特区でございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、平戸の方に私と薬師寺委員、事務局と一緒に視察をしてきました。平戸では、いろんなイノシシの事故があったということもありまして、猟友会の方々も含めて非常に真剣に取り組んでいらっしゃるようです。これは平戸だけではなくて、最近テレビ等を見ますと、イノシシ等の被害が、人的な被害も出ているようなので、これにつきましては私も非常に心を痛めておるんですけれども、平戸では猟友会の方々と地元の方々がチームを組んで一緒にやっていたらということでございます。

ただ、ほかの進んでいない特区の状況を見ますと、なかなか猟友会との連携がうまくいっていないということのようです。なぜうまくいっていないのか、それはそれぞれ言い分があるんでしょうけれども、平戸がなぜうまくいっているかということなんですが、まず平戸の猟友会の会長さんが非常に熱心であるということと、それから被害が出たので自分たちもある程度働かなければいけないということなんですが、その猟友会の会長がおっしゃったのは、自分たちは免許を持っているのは実は趣味で取った、つまり鳥を撃つとか、そういうために取ったんですと。ところが、捕獲があちこちで行われるので、もう義務になって、平戸の市内で本当に何人かの方が走り回らないといけない。タイヤも年に1回か2回ぐらい換えるようなことをおっしゃっていたんです。つまり趣味で取ったつもりが、いつの間にか義務になってしまっていると。その辺の御理解が、それぞれの地元がよく理解されておりまして、うまく連携をされているということでございます。

そういうことで、特になかなか進まない理由が猟友会との関係なので、猟友会の方々によく御理解していただくような関係などがしっかりできれば全国展開できるということでありましたので、環境省の方でもそういう御配慮をいただきまして、今回これについては全国展開をするということでございます。

以上でございます。

何か今の説明につきまして御意見、御質問ございましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。何か御意見ございますか。

(金子部会長) ちょっと一言だけ。

(樫谷委員長) どうぞ。

(金子部会長) 今の最後の猟友会のお話は大変おもしろいというか重要な話です。特区制度というのは大変すばらしいところがある反面、逆に枠があるのでそれから出られないということがある。本当は今のようなことをちゃんとやるようなノウハウを伝受していくことによって、実は全国展開どうかということではないところで解決するような場合もあると思ひます。そういう意味では視察に行くということの方がわかるということで、いいお話をいただいたなと思ひます。感想だけです。

(樫谷委員長) ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。それでは、ただいまの私の報告につきまして、委員会として了承することとしたいと思ひますが、御異議ございませんでしょうか。

(一同) 異議なし。

(樫谷委員長) ありがとうございます。御異議がないようでございますので、委員会として了承することとしたいと思ひます。

(2) 医療・福祉・労働部会

(樫谷委員長) 次に、医療・福祉・労働部会における検討結果につきまして、佐藤部会長から御報告をお願いしたいと思います。

(佐藤部会長) 医療・福祉・労働部会における議論の結果について御報告させていただければと思います。

部会では、合計5回開催しまして、資料の2の1ページ、表紙にあります4つの規制の特例措置の全国展開に関する評価を行いました。それでは、一つ一つ評価の内容について御説明させていただければと思います。

まず、1ページ目の特例措置 910「病院等開設会社による病院等開設事業」に関するものです。本特例措置は、株式会社が自由診療で高度な医療の提供を目的とする病院または診療所を開設することができるというものです。規制所管官庁によれば、本特例措置にかかわる弊害は把握されなかったということでもあります。ただ現在、適用事業所1件のみであり、その弊害が把握されなかったということでもありますけれども、規制の特例措置自体によるものなのか、適用事業者の特段の努力によるものなのか、それが必ずしも明らかではないということです。

そこで、本特例措置につきましては、一層の周知や情報提供を進めて、検証に必要なデータを蓄積した上で、平成23年度に再度評価を行うという結論に至ったところです。そういう意味で、もう少し、1件のみということで、評価は十分できないので、もう少し時間をかけようということがあります。

次に、特例措置 920「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」です。これは2ページ目をごらんいただければと思います。本特例措置は、公立保育所が給食の外部搬入を行うことができるというものです。本特例措置については、保育所運営の効率化に伴う多様な保育ニーズへの対応が可能となるといった効果が多数発現するとともに、昨年度までの評価において、課題とされてきましたアレルギー児、体調不良児への対応につきましても、基本的に自園調理と同様の対応がなされているということも明らかになり、そうした結果、3歳以上児については全国展開を不適切と判断するような弊害は認められませんでした。

一方、3歳未満の乳幼児期につきましては、咀嚼機能の発達等の観点を踏まえた、発達段階に応じた個々へのきめ細やかな配慮がまだ必要だということで、課題がまだあると思われまます。

そのため、本案件につきましては、3歳以上児に対する給食については全国展開を行い、他方3歳未満児に対する給食については、引き続き懸念される弊害を除去するための適切な方策を検討しつつ、特区として継続するという結論に至りました。

つまり3歳以上児については、全国展開する。ただし、3歳未満児については、特区として継続しようと、こういう趣旨であります。

なお、公立と同様に、外部搬入の容認を求める声が上がっている私立保育所については、公立と同じように3歳以上児については同様に全国において実施する。他方、3歳未満児につきましては、公立における今後の方策の件と踏まえて対応すべきとしております。つまり3歳未満児については、公立について特区で続け、3歳以上については私立も認めるということでもあります。

併せて規制所管省庁においては、子供の発達状況に応じた対応、アレルギー児あるいは体調不良児の対応、食育の観念の重要性を踏まえ、さらなる対応力の向上を図るため、好事例集、ガイドライン等の策定を検討するとともに、給食提供の実態について、引き続きモニタリングするというこ

とを求めています。そういう意味で、外部搬入を選択した保育所について、きめ細やかな対応ができるような情報提供をするということを是非お願いしたいと思います。それと、もう一つは、その状況についてモニタリングしていただきたいということをお願いしております。

次に、特例措置 933「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業」についてです。これは3ページ目をごらんいただければと思います。本特例措置については、2階建ての特別養護老人ホーム等の建物を準耐火建築物とすることができるというものです。規制所管省庁によれば、適用施設はその施設構造等により安全性を確保しており、現時点で弊害は発生していないものの、一般には滑り台による自主的な避難が困難であることから、準耐火建築物とするに当たっての避難経路の確保について慎重な検討が必要であり、全国展開は時期尚早ということでした。しかしながら、滑り台による避難については、本特例措置の必須要件ではなく、ただ、認定マニュアルを見ると必須措置のように、滑り台を設けなければいけないというふうに読めてしまうんですけども、それは1つのやり方ということですよ。

また、木材を多用することにより、大きなけがが皆無になるほか、快適な居住環境の実現や地元木材の活用による地域活性化などの大きな効果も発生しているところですよ。

こうしたことを踏まえて、規制所管省庁においては、滑り台以外の方法により、安全な避難経路を屋外に確保するための方策について、平成22年度中に検討を行っていただいて、その結果を踏まえ、平成22年度中に本特例措置の全国展開について結論を得るという結論に至ったところですよ。

最後に、特例措置 934「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児、障害者の受け入れ事業」についてです。これは4ページをごらんください。本特例措置は、障害児・障害者が介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することができるとするものです。これについては、事業者におけるノウハウの蓄積やサービス向上につながり、利用者と受け入れ地域の交流や理解が深まるなど、大きな効果が見られております。この点を踏まえつつも、なお実績がほとんどなく、弊害の有無の検証が困難である自立訓練、短期入所、それと障害児の療育という観点から課題が多い児童デイサービスについては、改善策を講じつつ、平成22年度に全国展開の可否について再度評価を行うとした上で、特段の弊害が見られない生活介護については全国展開するという結論に至りました。つまり生活介護については全国展開し、それ以外のものではもう少し実態を見ながら再評価しようということになりました。

以上のように、医療・福祉・労働部会では、2件について一部全国展開するということになりました。残り2件につきましても、検討すべき論点の整理等が図られ、今後も全国的な規制改革の位置づけへ前進が図られたのではないかと思います。

追加的な話ですけども、特例措置 920、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業についてですけども、議論の過程でこれまでの特区としての実績についてまだ十分理解されていない方とか、年齢で区切っていることについて理解されていないというようなこともあるようですので、全国展開に当たっては、これまでの実績があるということと、3歳児以上について全国展開をするということをご理解いただくような広報をしていただきたいということですよ。

以上です。

(樫谷委員長)ありがとうございます。いろいろ御配慮いただきましてありがとうございます。

今の佐藤部会長からの御報告につきまして、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

米田委員、どうぞ。

(米田委員) 特別養護老人ホームの件について、これは意見というより質問ですが、私は基本的に木造で老人ホームを作ることをこれから推進していく方が良いと考えています。そこで避難経路を2階から確保することというのが難しいというお話しだったのですが、今実施されている特区では、具体的にどのような方法をとって避難経路とされているのでしょうか。もしそれが一般的に応用可能であれば、もっと全国展開が早まるのではないかと考えます。

(高橋参事官) 特区で1件実施しておるんですけども、少し特別な構造になっていまして、立地、ロケーションの関係から、建物の2階部分が1階といいますか、傾斜地に建っているものですから、たまたま2階からそのまま1階部分に出られるような形になっていて、この件については2階から1階に滑り台でおろすとか、そういうような措置が必要でない立地構造になっているものですから、これを全国展開していくときに、ほかのケースについてどうやるかということのを白地で考えなければいけないと思います。

(米田委員) 具体的に規制所管省庁において当該検討を行うと書いてありますが、目途は立っているのでしょうか。例えば多様な選択肢があり得る状況なののでしょうか。

(厚生労働省) 現時点で目途が立っていたら、ある意味今回の議論も違ったわけでしょうから、ただ、これは決して考えられないと言っているわけでもなくて、いろいろ専門家の方々にも御意見をお伺いしながら、何かいい方法が、私どもとしてもちゃんと説明ができるような方法がないか、お時間を頂戴して、ここにありますように22年度中に何らかの結論を出せるようにさせていただきたいと思います。現状でお答えできるものはちょっとございませんけれども、御理解をお願いしたいと思います。

(佐藤部会長) ですから、今の滑り台等のところ、避難経路確保は滑り台等、例示なんですけれども、これが唯一の条件であるように読めるということも、ほかのアイデアを出すときに制約になっている可能性もありますので、まずは少なくともこれは安全に避難できる手段を講じていただければいいということなんです。そうするといろいろなアイデアが出てくるのではないかとということもあると思います。

(樫谷委員長) ありがとうございます。これは知恵を使っていたということですから。安全に避難できる手段は滑り台に限らないということですから。どうぞ、事務局の方で。

(高橋参事官) ありがとうございます。920の給食外搬につきましては、先ほど部会長から御報告をいただきましたとおりでございます。今回委員会に臨まれるに当たって、委員の方々に外部の方からメールとかお手紙等で一部御意見が寄せられたこともあるかと伺っております。必ずしも私どもの検討過程が外部の方々につまびらかになっていなかった段階でということがあります。

2つ結論のポイントを申し上げれば、1つは今回の結論というものが全国展開ではございますが、ちょっと言葉はきついですけど、すべての保育所に外搬を強制するものではなくて、外搬を選びたい方々におかれては外搬をやっていただくと。それはその特区計画申請、認定というプロセスなしに、選択肢としてやっていただけるということが1つと、それから調理室が撤廃されるのではないかと。御懸念をいただきましたけれども、これはその調理室の撤廃ということは全くございませんので、調理室を置くということについては、この特区の全国展開のいかんにかかわらず、そのまま扱いは変わらないということだけ補足的に申し上げておきます。部会長の御報告のとおりでございます。

(佐藤部会長) どうもありがとうございます。私も説明しなければいけなかったんですけども、ですから全国展開に当たって、誤解を招かないようにその趣旨を御説明いただけるとありがたいな

というふうに思います。以上です。

(樫谷部会長) ありがとうございます。非常にきめ細やかに御配慮をいただいて、年齢なりいろいろ条件を整備していただいた上で、弊害がないというふうに判断したところについては、全国展開をしてもいいけれども、これは全国的に対応しなければいけないということでは決してないと。それはそれぞれの施設の御判断でやっていただけるということですね。

何かほかに。では、薬師寺委員、どうぞ。

(薬師寺委員) そのことにつきまして、視察に参りましたので、お話をさせていただきたいと思えます。

食育という観点で御懸念があったかと思えます。しかし、各保育園がさまざまな工夫をして、年々その技術も向上しているということを私どもは視察で確認しております。給食のにおいがしない、調理をする場面を子供たちが見ないという配慮に欠けた現場に、今まで全国展開を見送ってきました。しかし最近では、芋掘りに行き園庭で焼きながら調理をしてみる、おやつを小さな鉄板で調理をしてみる、稲を育てながら自分たちで調理をする等々、園でもさまざまな工夫がなされています。

それから、一般の方々から外部搬入はお弁当を配るような感覚ではないかというふうな御意見も寄せられましたが、現場はそのことについても工夫を重ねています。調理室があるので、温かな物は調理室で温めて、それを子供たちが配る園もごさいます。またアレルギー児につきましても、配ぜん場所を分けて、食材が混同することがないように、名札の色分けや容器に名前を付けるなどのきめ細やかな配慮がなされていました。それらのことを確認の上、今回このような結論に至らせていただきました。

(樫谷委員長) ありがとうございます。米田委員。

(米田委員) 934 について、これは意見というよりも質問ですけれども、富山の特区の場合は、いわゆる生活介護と短期入所・自立訓練を一緒にやっぺらっしゃるんですか。

両方に分けて片方だけ全国展開をして、片方は特区のままということになると、具体的にそういった障害を持たれる方が利用されるときに、ここは受け入れられますけれども、ここは受け入れられませんという弊害が生まれることを少し懸念しております。現状、特区では一緒に受け入れていらっしゃるのでしょうか。

(伊藤課長補佐) お答えします。指定小規模多機能型事業所という介護事業所というのがあります。そこで重度の方は生活介護という形で受け入れて、軽度の方が自立訓練で受け入れている。短期入所というのは宿泊ですので、宿泊するスペースがあってそこに入っているという状況です。それぞれごとに区分されているわけではなくて、一体的に運用されているという状況です。

今回、生活介護だけ基準該当サービスになりますが、基本的にサービスの提供の形は今と同じような形になりますので、今回、生活介護だけ一部全国化することによって何かそこだけ区分されるとか、ほかと別々に、今までとサービスの提供者が変わるということはございません。基本的に今までと同じように提供していきます。

(米田委員) 生活介護というのは、重度の障害を持たれている方が多いということですか。

(伊藤課長補佐) おっしゃるとおりです。

(米田委員) 介護保険と障害者自立支援法というのは、たしか所管が障害者の方は市町村の管轄で、介護の方は介護保険法に拠っていますね。

(伊藤課長補佐) 介護保険はそうです。

(米田委員) 財源が違うのですか。

(伊藤課長補佐) 介護保険は保険財源でやっていまして、障害者の方は税財源でやっております。

(米田委員) 過疎の進む地域では専門家も少ないので、障害者と介護の対応をできれば一緒にやっていただきたいという要望が結構強いんですけども、そういったことを考えますと、やはりできる限り短期入所・自立支援についても前向きに検討していただけるといいなと思います。

(伊藤課長補佐) 我々としてもそういった声については、前向きに検討させていただいていますが、今回のケースに関しては、自立訓練については利用者がゼロですし、短期入所については一人1回だけということでしたので、生活介護と違って実績がございませんでしたので、我々としても、一応、特区でやっている以上、実績があって、弊害調査をして、それで大丈夫かどうかという過程を経てやっていますので、実績がゼロなのに全国化というのはなかなか難しいというのは御理解ください。

(米田委員) こういったやり方もあるのだということを、是非、広報・周知することをもう少し力を入れていただきたいと思います。潜在的なニーズは大変高いというふうに感じています。

(伊藤課長補佐) おっしゃるとおりだと思います。3月に所管課長会議とかがございますので、ここでも周知徹底をしたいと思います。

(樫谷委員長) どうぞ。

(薬師寺委員) 私が、視察に行つてまいりました。障害者を受け入れることによって、収入がマイナスになってしまう問題を厚労省に訴え、解決策を考えていただきたいとの要望を、経営者の皆様より伺っております。

障害者と老人では制度が違いますので、制度間の問題を解決していただかないと、今後の全国化も難しいだろうという御意見も頂きました。経営者の方からいただいた要望書も、厚労省の方にお渡ししております。

(樫谷委員長) ありがとうございます。やればやるほどマイナスになるというのはどういう意味を持っているんですか。財源が違うだけの話ではないんですか。

(米田委員) 入ってくるお金が違うんです。

(樫谷委員長) それはどういうことなんですか。

(厚生労働省) 20名とか30名とか、まず定員があるわけですね。その同じ定員で介護保険の適用になっている人を受け入れる場合と、定員が増えないわけですから、そこに障害者を入れるということは、逆に言えば高齢者が1名入れられないということになります。

これは多少でこぼこもあるかと思いますが、今の制度ですと、介護保険は社会保険で使い道が必ず介護にしか使わないというふうに用途が明確なので、保険料を上げていくことへの理解というのも税金に比べれば、これは年金とか医療保険もそうですけれども、これまでの歴史で言えば社会保険の方が、これだけのニーズがあつてどうしてもお金が必要だから保険料負担の方も上げさせてくださいというときに、自治体の議会とかでも理解が得られやすいです。

それに対して障害者の世界は、それがいいと申し上げているわけではありませんけれども現状においては全部税金でやっている世界なので、一般財源の予算編成の中で、毎年ほかの分野とどういう分配でやると、どこも財源がひいひい言っている中で今年はこれぐらいになると決まっていくわけで、専用の財源があるわけではないですね。

そうしますと、現場の方から見ればお世話をするのに同じぐらいの手間がかかる方であっても、結果的に、制度的には介護保険の適用になっている人の方が財源が豊かな分、単価が高く、障害者は低いということです。

同じ定員の中でせつかく1名空いているからと障害者の方を入れてもらおうと、高齢者を入れた分と比べると収入がダウンになります。

現場の人は、やはりニーズに応えたいという気持ちと、そうはいっても事業者ですから少しでも収入を稼がないとお給料も払えないというジレンマにいつも閉ざされている話なんですね。

ただ、これはそもそも障害者のサービスへ十分な財源が確保されてないことそのものの問題で、たまたま高齢者の施設に入る場合だけ上げるというのは、よけいに不平等というか、障害者だけでやっている方々はずっと安いもので、今、四苦八苦してされているわけですので、もっと国民的議論というか、税金の使い道、税金の負担というところまで議論をしないとなかなか難しいということです。

ただ、私たちも声はよく聞いておりますので、課題としては受けとめておるんですけども、仕組みとしてはそういうことでございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。児童デイサービスとか短期入所・自立訓練が余り実績がないというのもそういう影響ですか。

(厚生労働省) 両方あると思うんですけども、それは多分、生活介護の部分も含めて収入減になるから二の足を踏んでしまうというのはあると思うんですね。

ただ、もう一つの切り口としては、現にそこの事業所でやっているサービスとの近さというふうに見ますと、生活介護は重度の方なので、年齢は違っていても高齢者に対する支援と障害者に対する支援が比較的近いんです。

ですから、受け入れる側も受け入れやすいし、サービス利用をお願いする側も、あそこの高齢者でこれだけ立派なサービスをされているから私たちが行ってもしてもらえらるだろうというのはあると思うんです。

自立訓練というのは余り高齢者にはない発想というか、障害者の方にいろいろな作業を覚えてもらって、やがてできれば就職につなげていこうという発想ですから、高齢者のサービスにはもともとそういう発想というのが余りないんですね。

ですから、受け入れ側に十分なノウハウがあるかどうか、逆に言うと、利用したいという側もあそこに頼んで本当に大丈夫なのかというのもあるかと思えます。

ニーズとして、例えば施設にそこしかないとしても、やはりそこへ行って十分なサービスを受けられるだろうという確信がないと頼みにくいというのもあるかと思えますので、そういう影響もあると思います。

ただ、仕様としては本当に臨時のお泊りサービスですから、これはもともとそのニーズというのが確定しないというか、たまたま発生したり発生しなかったりするものですから、この期間はなかったんでしょうけれども。

でも、生活介護は恐らく非常に高齢者のサービスと近いので、受入側も頼む側も潜在的ニーズが顕在化しやすいということだと思います。

ただ、勿論、周知の問題などもあります。先ほど言われましたので、条件が合うところはきっとまだほかにもあると思いますので、もう少しこんな特区がありますよということもちゃんと全国に引き続き周知をして、特区の利用を促して、その結果を見て全国展開できるようにしていくという姿勢でやりたいと思っております。

(樫谷委員長) ありがとうございます。よろしいでしょうか。薬師寺委員どうぞ。

(薬師寺委員) 私どもが参りました施設から、障害者に対する研修を受けたいが情報がないという

不安が聞かれました。自立支援につきましても同様に学びたいという要望はございます。そのような研修の情報も一緒に広報していただくと、更に事例が増えていくと思います。

(樫谷委員長) ありがとうございます。施設を有効利用するということですね。それには少しノウハウを重ねないといけないと、そのための支援なり制度が必要だろうということだと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

よろしいでしょうか。事務局から何か補足すべきところは、ないですね。ありがとうございます。それでは、ただいまの部会長報告につきまして、委員会として了承することとしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(一同) 異議なし。

(樫谷委員長) ありがとうございます。御異議がないようでございますので、委員会として了承することとしたいと思います。

(3) 教育部会

(樫谷委員長) 続きまして、教育部会における検討結果につきまして、金子部会長から御報告をいただきたいと思います。

(金子部会長) それでは、私の方から報告いたします。

教育部会におきましては、資料3にございますとおり3回の部会を開催しました。回数が少ないのは、これまで何年も継続して審議してきたケースがほとんどで、今さらたくさん議論することはないという事情も多少ありまして、さぼっていたわけではございません。

4つの特例措置について評価を行いました。816の株立学校がまずあります。828と829というのは大学における運動場の要件の弾力化と空地の要件の弾力化という比較的似ているものでございます。これは後で一緒に説明します。832はインターネット大学で、ネットを使った大学についての件でございます。

教育部会以外の方も、これはもうだいぶおなじみのものではないかと思ひますけれども、かなり何年もやっているわけでございます。

大変重要なものもございまして、なかなか難しいものもありますが、結論から言ひますと、今年828と829の運動場の弾力化と空地の弾力化に関しては、ある多少の条件つきで全国展開に相当であるという評価意見がまとまったということでございます。

816と832は別の理由から、現在、すぐに全国展開が適切だという結論が出ないということございまして、それについては先ほどちょっと申し上げました特区制度のある種の特異性というものがあるかと思ひます。その辺はたびたび御説明しているんですけれども、簡単に説明したいと思ひます。

まずは816の株式会社立学校からお話をしたいと思ひます。これはもう平成16年から6回目というものでございまして、部会の方でもそろそろ何とかしたいと思ひつつ、なかなか難しい案件でございます。

株式会社が学校を設置することができるということで、今、実施されているのは40件ほどです。大学の場合には、1件についてキャンパスが幾つかあるものもあると思ひますので、かなり多数のところがございます。高校は通信制がかなり多くなっております。

これは毎年ほとんど同じなんですけれども、文部科学省の調査結果によれば、引き続き学校の経営面とか教育の研究面、認定地方公共団体の責務など、大きな課題があるということで、いずれの

学校種についても検討材料を欠き、かつ、3分の1の株式会社立学校が学校法人化を視野に入れているという状態なので、弊害の更なる検証に必要な情報の収集に努めるべきだということでございます。

ただし、高校に関しては、経営面でかなり改善しているということもあるわけでございます。

インフォーマルに言いますと、やはり今の状況で株立の学校を一括で全国展開するというには、我々としても踏み切れないということです。私は、ものによってはこういうことを生かしていくべきだというヒントがあると思っておりますが、一括してやるということは制度的に無理だと思っております。

しかし、毎年、毎年、各自治体、事業者にはものすごくたくさん資料を出していただくということも続いておりますので、平成23年度以降に結論を出すべく評価を行うということで意見をまとめました。

先ほど委員長の方からもお話がありましたけれども、特区による弊害なのか、それとも特定の事業者による弊害なのかというのが、特にこの案件は難しいと思います。

特に1件しかないような場合に、その事業者が問題なのか、特区の制度に問題があるかということで、規制官庁の方にも特区であるための弊害ということに絞って評価をしてくれということは何回も言ったんですけども、なかなかそうになっていません。難しい点もあると思います。

そういったことで、通信高校などである程度の進展はあったんですが、はっきりとした結論は出されておられません。私どもとしては、必ずしも一括して全国展開することだけがソリューションではないというふうに考えております。

通信高校に関しましては不登校などの社会的なニーズにかなりきちんと対応しているところもあるということです。経営状態は多少難しいところが多かったんですが、それもかなり改善しているということです。

ただし、今、特区というのは自治体が責任を持って監督しているわけですが、いきなり全国の不登校の子どもが来るというようなことに関しては多少の矛盾もあるというところでございます。

小中に関しては実施例が非常に少ないんですが、基本的に本来は学校法人になりたいと、目指しているけれどもなかなかということです。小中学校についての学校法人の認可は全国マターではなくて都道府県のマターでございますので、特区でという話にもならないということです。

大学に関しては、御承知のように特定名は申し上げませんが、キャンパスが閉鎖されているというようなところがあるということで、やってみたら経営状態はなかなか難しいというところもございます。

我々としては評価意見の最後に以下のような議論があったということを伝えるということで、全国展開に派生する被害の有無について現時点では判断できないという結論になっております。

毎年、ほぼ似た言葉を書いているんですが、簡単に申し上げますと、まず、今、株立でやっているけれども、実際は学校法人になりたいというところに関しましては、特区ではなく何かしらの経過措置なり、別の措置を考えるべきではないかということです。

それから、先ほど申し上げたように、高校の不登校生徒などに対する再チャレンジの場としては社会的に有用な場を提供しているという事実もあります。だからといって、816全部を全国展開するとならないにしても、何かこの辺を措置できないかということでございます。

それから、今のところ基本的には認定地方公共団体が監督しているわけでございますけれども、

自治体によっては余り当事者意識がないというような場合もあるということを申し上げています。

私、個人的には、これまでの816はたくさんの長い経験の中からいろいろといいアイデアないし、今後の学校の在り方に関してのヒントも出てきたと思います。

特区の制度の中ではそれを生かすことができず、これからも816を一気に全国展開するというとはちょっと考えられないんですけども、この中から今後のいろいろなニーズに応えるような学校を可能にするための、何かしらの法制度なり、何なりを引き出していくような道が特区以外のところに出てくるといいのではないかなと思っています。

ちょっと長くなりましたけれども、816の説明でございます。

次は828と829、運動場と空地が非常に似ている案件なので、両方、一遍に説明させていただきます。

文部科学省からは、いずれも代替措置が必ずしも十分でないために、運動場についても空き地についてもいろいろ課題があるのではないかと指摘がありました。

これも数年間議論をしておりますが、やはり学生からすれば広い運動場が欲しいと、きれいなキャンパスで花壇があって、噴水があってということがいいに決まっているわけですけども、これはこれまでの大学とは違う形の教育のニーズを満たすためのものがございますので、特段の弊害が生じる恐れとメリットを比較した場合に必要な弊害予防措置を講じた上で全国展開を図ることが適切ではないかということです。

勝手にやってくれというわけにはいかないけれども、ある程度の弊害の予防措置がとればこういうような学校があってもいいのではないかとございまして。タイミングについては23年度を目途にできる限り速やかに措置をするという一定の幅を持たせております。教育環境に適切な配慮をするための代替措置の一層の明確化などの検討を含めた一定の期間が必要だということと、大学設置基準の変更というかなり大きな変更になりますので、学校教育法により、中教審での諮問という手続きが必要になりまして、我々が決めるということではございませんので、このような形の意見とさせていただきます。

過去におきましては、802という学習指導要領についての特区を括弧つきの全国化をするということがありました。自治体が文部科学省に直接このようなことをしたいという申請をして、特区でなくてできるようにするということが去年、一昨年でしたか、そういう措置になりまして、その後、比較的うまくいっているというふう聞いております。

そういう前例もございまして、これに関しましてはその紙にありますように代替措置を講じるということを付記した上で、23年度中にできるだけ速やかに措置をするということを意見として結論を出させていただきました。

最後に、832のインターネット大学でございます。これもまた何遍もやっているものです。これは実質的には1件しか実施例がないというところがございますので、弊害というとその大学のことになってしまうんです。昨年度はインターネット大学なんですけれども、フィールド・ワークとかインターンシップというものがございまして、それをやるということの下で申請しているんですが、それがまだ去年はできてなかったという事情がありまして、今年度にもう一回評価をいたしました。

実際にその課目がオファーされていたわけでございますが、その後、それと別の件で特区の計画上に明記されている措置がまだ設けられてないということが判明したというようなこともございました。

先ほど言ったように、なにかしらの問題があることは特定の事業者の責任なのか、特区のせいな

のかというのはなかなか判定できないのですが、今すぐにそれは特区のせいではないと言うことはなかなか難しいなという判断でございまして、引き続き評価をするということです。23年度に評価を行うということで結論を出ささせていただきました。

これに関してもなかなか難しい点がございまして、時間が長くなってしまいうんですけども、1つだけ申し上げます。

先ほど申し上げました特区の計画上に明記されている措置がまだできていないというのを具体的に言うと、24時間ヘルプデスクがあるということと、対面のスクーリングを行うということなんです。後者についていうなら、これはインターネットの大学なので、そういうことが要らない大学をつくらうということなのに、何でこんなものがあるかということとはちょっと考えるとよくわからないわけです。

これは文科省を非難するわけではなくて、苦しいお立場であることは理解しているのですが、一方で、フィールドワーク、インターンシップに関しましてはちゃんとやってくれと言う一方で、現行の特区だとインターネットによる授業のみで卒業要件を満たさないといけないのだから対面でスクーリングなんかやってはいけないと、それは違反だという。いわば、矛盾したことがございまして、対面をしると言われているのか、するなと言われているのか、どっちかわからないぞという感じでございます。

ですので、これはこれから少し整理をしていかななくてはいけないのですが、このケースの場合には明らかに適切でないものが見られたということでございますので、それは事業者のせいだから特区でやることには弊害がないというふうに我々としては言い切れなかったということでございます。

最後に一言つけ加えたいんですが、このサイバー上の大学というのが韓国には18とか19あると聞いています。その学生の半分ぐらいは、男性、女性含めてですけども、フルタイムの有職のサラリーマンとかに、非常にいい学習の機会を提供していると聞いております。

そういうことを考えると、日本で1つのこういう試みをすごく細かいところで、インターンシップをやっているかとか、何人来たか、技術はちゃんと習得されたか、対面でやっていいか、いけないかということで議論するのではなくて、こういう枠組みが日本のこれからの教育、社会人教育に対してどのぐらい有用かと、どこを最低限度押さえないといけないかという議論を今後するべきだと考えます。そのための材料としては、これまでの数年間の教育部会の議論というのは無駄ではなかったなと思います。

また、特区という枠内では、なかなか、あるべき姿のものが実現できないということがあります。今回は結論が出ませんでしたけれども、一定の有用な経験は得られたのではないかなというふうに思っています。

結論としては、832の場合は引き続きの評価を行うということで結論づけました。

以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。ただいまの金子部会長からの御説明につきまして何か御質問ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。どうぞ。

(與謝野委員) 今の828と829の特段の弊害の生ずるおそれとこれらの例と比較という、必要な弊害予防措置。これは具体的にはどんなことを今までの議論の中ではイメージされているわけですか。

(樫谷委員長) 事務局から。

(山田参事官) これは今回規制所管省庁の方から御指摘がありましたのは、例えば空地につきましては学生の方からお昼御飯を食べる場所がないというようなことがあるとか、運動場についてもな

なかなか身近にないと困るというような御意見はあったということでもありますので、そういったことを踏まえて不満が出ないような形の措置というのを、大学設置基準の改正ということになるわけですが、検討していただくということになっているわけでございます。

先ほど部会長から御指摘がありましたとおり、この大学設置基準の改正につきましては中央教育審議会の必要的諮問事項ということになってございます。中央教育審議会の方に諮問していただいてそこで答申を経てくださいという手続も必要でございます。

(金子部会長) その際、昔、認定子ども園のときに似たような状況がございましてガイドラインを厚生労働省でつくった。それに対して我々は一遍ちゃんと見せてくれということを書いて、どの段階かは忘れましたが、案の段階で見させていただき、そこで意見を言った。どのぐらい反映したかは覚えていないんですけども、そういうことになるのではないかと。

802 の学習指導要領のときにも、文部科学省の方はこれまでの特例措置のようなものが出てきたときにはそれを拒否することはないとおっしゃっていて、それを信じることは信じたんですが、本当にそうなるのかなということ、経過を報告してくれということをお願いした。このケースは比較的うまく行っているのではないかと思いますので。このケースも経過を我々がウォッチしながら中教審にお任せするという事です。

(與謝野委員) ということは、どういうニーズがあるかということについてはクリアーになっていないんですか。さっきおっしゃった弁当食べるところがないと言ったら、それはどこかそういう部屋をつくれればいい話のようにも聞こえますが。空地というのはそれはまた考えなければいけないだろう、屋上ということもあるでしょうし。いろいろな考え方があると思うんですね。だから、ニーズがはっきりしないと検討もできないという感じがしたんですけども、その辺はどんな議論展開だったんですか。

(金子教育部会長) これは私の個人的な言い方になりますが、学生に聞けば無限のスペースが欲しいと言いますね。あれもこれもですね。ですから、実際にアンケートをするといろいろ出てきます。ではそれが本当でない物ねだりなのか、本当にもうぎりぎり、どこも御飯を食べるところがないのかということ、アンケートから判断できない。でも御飯は、これは都心のところが比較的多いので、学校中で食べなくてもちょっと出掛けた方がずっとおいしいかもしれないわけですね。

もともと、この特区の趣旨はスペースがたくさんあるところということではなくて、スペースが足りないところで交通の便がよいところでも大学教育を受けたい人がいるのではないかとことだと思えます。イメージとしてはアメリカのニューヨークシティーユニバーシティーですね。地下に教室があったり、建物もいろいろなところにあってキャンパスというものが分散しているけれども、非常にいい教育をやっている。ただし、スペースが全然ないのもおかしいので大学設置基準という非常に大きな法令を直すので、一定の何かしら条件を課していただくということです。

(與謝野委員) 枠を決めるということですか。

(金子部会長) その辺は我々は何とも言えない。私には何かガイドラインのようなものでいい、こうこういうことを配慮するみたいなのでいいのではないかと思いますけれども、それは我々の役目ではないので、こういう形でなるべく早くやってくれということで。

(與謝野委員) わかりました。

(佐藤部会長) 832 のサイバー上の大学なんですけれども、かなり前なんですけど、オーストラリアにある結構有名な大学のサイバー上でMBAを取れるというのがあって、日本人がかなりエントリーしているんですけども、英語の授業だけではなくて日本の授業もあって、私はそのゼミの日

本の講師を頼まれてやったことがあって、非常にシステム上もよくできているし、ネットでみんな参加して議論もするんですね。

私はそのときも日本の大学でも教えていたんですけども、あまり区別なくかなりレベルの高い授業をやるなど思っていて、それは私は可能性が十分あるなど思うので、是非いろいろなところにエントリーしていただきたい。この仕組みに関わったことがあるので事業者がやれるといいなと思いました。

(樫谷委員長) ありがとうございます。何かほかにございますか。

(金子部会長) 今、慶應大学でも、社会人来てもらうことを想定した大学院のプログラムをつくってまして、無理をすれば全部遠隔でかなりの単位は取れると。でも、週に一回くらいは来てねというような形で組み立てています。ネット上の会議も教員数名が受け持って、これはなかなか盛り上がり上がって、10時に始めるんですが1時、2時までしてしまったりして結構教員の方が悲鳴を上げているけれども非常に楽しいみたいなものがあります。そういうのもうまく組み立てると日本の大学・大学院教育にとっていい方法なんじゃないかと。

(傍士委員) 直接関係ないかもしれないですけども、大学の運動場とか空地の件で、もともと人口がどんどん増えて土地がなくなったときに、工場等制限法によって地方では、特に大学が追い出されて、その結果かなり今の中心市街地活性化の問題の原因になっているわけですね。

大学生というのは非常に購買力もあって活力のある世代でありまして、そういう人たちがドーンと外へ出ていったという。土地がなかった、大学生に使わせるよりはと言ったことから、今、人口がどんどん減って地方で何が起きているかという、土地がまた中心地で空き始めて余り始めた、どう使おうかということにおいて、こういう問題でもう一回特に地方都市に大学キャンパスを町中に戻すような政策につながっていくような議論をどこかでしていただければ、非常に皆さん喜ばれることではないかとちょっと思いました。

(樫谷委員長) ありがとうございます。特区ということではなくて。

(傍士委員) ではなくて、こういう設置基準がある中で是非とも御検討いただいて。

(樫谷委員長) これは要望ということでお願いします。

(金子部会長) 委員長、次にまた副大臣とお話しする機会があったら、特区の経験を活かして何か別の施策に活かしていただくということをお伝えください。

(樫谷委員長) 是非次回に。御都合もあるでしょうけれども、できれば副大臣等と委員の皆様方と率直な意見を交わせるような機会があったらいいかなと思っております。また事務局の方でもそういう機会をつくっていただくことをお願いしていただくようによろしくお願ひしたいと思います。

それではよろしいですか。それでは、ただいまの金子部会長からの報告につきまして委員会として了承することとしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(一同) 異議なし。

(樫谷委員長) よろしゅうございますか。ありがとうございます。御異議がないようでございますので委員会として了承することとしたいと思います。

3. 平成21年度評価意見のとりまとめ

(樫谷委員長) それでは次の議題に進みたいと思います。以上の3部会からの報告を踏まえまして、平成21年度評価・調査委員会意見案について審議をしたいと思います。事務局は意見案を配付してください。

意見案が配付されましたが、最初の1ページ、2ページとあと3ページですね。4ページ以降につきましては先ほど御議論いただきましたものと同じでございます。それから3ページはそれをまとめたものでございます。特に1ページ、2ページにつきまして私の方から御説明したいと思います。

全体の構成といたしましては、本文において当委員会の役割と今年度の検討の概略について簡単に触れた上で評価結果の概要を記載しております。この本文に続きまして、先ほど申し上げましたような個別の意見表を添付しております。それから始めについてでございますけれども、ここではまず当委員会委員の役割や今年度の検討の概略を簡潔に述べさせていただいております。

それから21年度の評価についてでございますが、2. でございますが、まず(1)として今年度の評価の進め方について簡単に記載し、2番目に(2)としまして評価の概要を記載しております。具体的には今年度の評価の対象となっていた12の特例措置につきまして全国展開するもの、再度評価を行うもの、ニーズ調査の結果評価を行わないこととしたものに分けまして、それぞれについて例や理由を挙げて説明しております。

それから終わりでございますけれども、構造改革特区制度に寄せられる期待を踏まえまして、規制所管省庁や地方公共団体に一層の取組みをお願いするとともに、関係者へのお礼を述べて結びとしております。

以上でございます。何かこれにつきまして御意見がございましたらよろしくお願ひしたいと思います。どうぞ。

(薬師寺委員) 1点だけ。2ページ目の3パラグラフ目のなお書きのところですが、救急隊編成基準の特例は今回は評価を行わないことにした、だからどうするというその次の段階が見えない書きぶりでございます。文章を加えていただき、何年度に評価することにした、もしくはこのぐらい事例が集まれば評価することにした等々のことを書き込んでいただきたいと思います。

(榎谷委員長) 2ページの終わりのちょっと上のところですね。上のところのなお書きのところ、更なる実施の可能性についての調査をした結果、現状において当面の間実施の増加は認めないことが判明したということで評価を行わないことにしたということで終わってしまっているんですね。その後の扱いについて少し書き込んでもらいたいということですね。いかがですか。

(畠参事官) そういった趣旨の最後の方に入れさせていただきたいと思います。

(榎谷委員長) それでは、文章については一任でよろしゅうございますか。ありがとうございます。その文章につきましては、一応案をつくっていただきまして、また薬師寺委員を始めいろいろな先生方に見ていただきました上で、また決めたいと思っております。ほかにございますか。

(佐藤部会長) 多分これは、ここでもうこの文章を決めてしまうのがいいのではないですか。つまり今日の日付で出す方がいいと思うので。いかがですか、委員長。

(榎谷委員長) できればそれが一番いいと思うんですが。

(宗永事務局長代理) 「予定していた評価を行わず、一定の事例の積み上がりを待って評価を行うこととした」ということでよろしゅうございますか。

(榎谷委員長) 済みません、もう一度。

(宗永事務局長代理) 今、申し上げたのは、当面の実績の増加を認めないことが判明したため、「予定していた評価を行わず、一定の事例の積み上がりを待って評価を行うこととした」と。

(榎谷委員長) 一定の積み上げを待って評価を行うこととしたいということでございますね。薬師寺委員、よろしゅうございますか。

(薬師寺委員) ありがとうございます。横浜のご提案だと思います。そのような文章があると実施主体も安心して特区を実施することができるかと思いますのでよろしくお願いいたします。

(榎谷委員長) わかりました。これからずっと行わないという意味ではなくて、事例を待つということの趣旨で。よろしゅうございますか。

それでは、ありがとうございました。この分につきましては御異議がないということで、本日の案にて、修正をいたしました結果、修正を踏まえて平成 21 年度評価・調査委員会意見として構造改革特区推進本部長に提出したいと思いますがよろしいでしょうか。

4. 閉会

(榎谷委員長) ありがとうございました。本日は御多用のところ関係省庁の責任者の方にもお出でいただきましてありがとうございました。何か事務局から連絡はございませんか。

(高橋参事官) 連絡ではございませんけれども、毎回毎回膨大な資料を直前になってごらんいただくなど皆様方には大変御迷惑をお掛けしましたにも関わらず、委員長、部会長を始め粘り強く議論をリードしていただいて、それぞれに出口を見つけていただいております。事務局としても心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

(榎谷委員長) ありがとうございました。それでは本日はこれで閉会したいと思います。

ありがとうございました。